

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 岩渕 誠

- 1 日時
令和元年11月11日（月曜日）
午後1時21分開会、午後1時46分散会
- 2 場所
第1委員会室
- 3 出席委員
岩渕誠委員長、佐々木宣和副委員長、佐々木順一委員、郷右近浩委員、岩崎友一委員、
松倉史朋委員、工藤大輔委員、中平均委員、飯澤匡委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
小原担当書記、佐々木担当書記、藤原併任書記、橋場併任書記、浅沼併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 総務部
八重樫総務部長、千葉副部長兼総務室長、佐々木総合防災室長、
小原財政課総括課長
 - (2) 政策地域部
白水政策地域部長、箱石交通政策室長、渡辺特命参事兼地域交通課長
 - (3) 復興局
大槻復興局長、森副局長、佐々木復興推進課総括課長、佐藤生活再建課総括課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
議案の審査
議案第43号 令和元年度岩手県一般会計補正予算（第3号）
 - 第1条第1項
 - 第1条第2項第1表中
 - 歳入 各款
 - 歳出 第2款 総務費
 - 第3款 民生費
 - 第5項 災害救助費中 復興局関係
 - 第11款 災害復旧費
 - 第6項 鉄道施設災害復旧費

第3条

9 議事の内容

○岩淵誠委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により議案の審査を行います。

議案第43号令和元年度岩手県一般会計補正予算(第3号)第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第2款総務費、第3款民生費のうち復興局関係、第11款災害復旧費第6項鉄道施設災害復旧費及び第3条を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木総合防災室長 提案理由の説明に先立ちまして、台風第19号災害に伴う被害等の状況について御報告を申し上げます。

お手元にお配りしております台風第19号災害に伴う被害等の状況の資料をごらんいただきますようお願いいたします。

まず、2の被害等の状況でございますが、この資料は11月8日6時零分現在の状況を取りまとめたものでございます。

(1)、人的被害については、県全体で2名の方がお亡くなりになったほか、重傷者が5名、軽傷者が3名発生いたしました。

(2)、交通アクセス等不十分地域の状況について、徒歩によるアクセスは可能であるものの、車両によるアクセスが困難であった地域は、現在は全て解消されました。

(3)、物的被害については、住家被害は全壊41棟、半壊734棟など、合わせて2,480棟となっております。また、非住家被害は、被害の程度が半壊以上のものは1,398棟となっております。なお、住家被害及び非住家被害とも詳細は調査中でございます。

(4)、道路被害についてでございます。高速道路は一時3区間で通行どめとなりましたが、現在は全て解消しました。国道は一時6区間で通行規制が行われましたが、現在は全て解消しました。県道は一時44路線56カ所で全面通行どめとなりましたが、現在は6路線6カ所が全面通行どめとなっております。

次のページをお願いいたします。(5)、鉄道関係については、JR及び三陸鉄道において計画運休が行われ、三陸鉄道では線路被害等が発生し、一部区間において代行バスが運行されております。なお、三陸鉄道では、路盤、盛り土の流出やのり面崩壊のため、全面復旧には相当期間を要する見込みとなっております。

(6)、ライフラインについては、断水は最大で1,883戸、停電は最大で約1万8,000戸で発生しましたが、現在は全て解消いたしました。

(7)、被害総額につきましては、詳細は調査中であり、今後数値が変わる見込みですが、現時点においては372億8,863万円となっております。

次に、3の避難状況等ですが、最大9,930の方が避難されましたが、11月5日までに解消されました。

4の救援物資ですが、久慈市、田野畑村及び普代村から支援要請があったことから、県の備蓄から毛布を提供したほか、協定や国のプッシュ型支援等に基づき、ビニールシートや土のう袋等の提供を行いました。

5の県の主な対応ですが、(1)、市町村への助言については、10月13日の明け方に県内への台風の最接近が見込まれたことから、10月11日金曜日に岩手県風水害対策支援チーム会議を開催し、県から市町村に対し早期の警戒態勢の確立等について助言を行いました。また、10月12日土曜日にも風水害対策支援チーム会議を開催し、特に警戒を必要とする地域や、明るい時間帯に避難を完了すること等について助言を行いました。

(2)の災害対策本部等の設置については、早期に警戒態勢を確立するため、県では警報が発令される前の12日の午前9時に災害警戒本部を設置し、18時ちょうどには災害対策本部を設置し対応に当たったところです。

(3)、被災市町村への人的支援については、5市町村から土木職など20名の要請に対して調整中であり、現時点で13名を確保しております。また、沿岸、県北広域振興局から、罹災証明交付事務、農林、畜産、土木関係事務について支援を実施しております。

(4)、要望については、知事が関係市町村とともに、10月23日に内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省に対し、マンパワー確保、農林水産基盤や公共土木施設の早期復旧、被災者の生活再建支援等について要望を行いました。

(5)、各種法令の適用について、災害救助法は10月13日付で大雨特別警報が発令された14市町村に対する適用を決定し、被災者の救助を行うこととしました。また、被災者生活再建支援法は11月1日付で山田町、11月6日付で宮古市、釜石市に対し適用しました。

次のページをお願いいたします。(6)、主な課題の対応状況について、アの災害廃棄物は9市町村13カ所に仮置き場を設置済みであり、普代村の災害廃棄物、可燃ごみについては、11月1日から二戸地区広域行政事務組合、二戸地区クリーンセンターにおいて処理を開始しております。

イの仮設住宅の必要戸数は4市町村で92戸となっておりますが、東日本大震災津波の仮設住宅の活用や、みなし仮設住宅により、市町村では新規仮設住宅の建設要望はないと聞いているところでございます。

ウの災害ボランティアについては、県内9市町村の社会福祉協議会で災害ボランティアセンターを設置しており、11月6日までに累計で5,546人が活動しております。

また、エの生活再建については、21市町村で罹災証明書の受け付けを開始しております。

6の県からの派遣要請に基づく自衛隊等の活動状況ですが、10月13日2時45分、県から自衛隊に対し災害派遣要請を行ったところであり、自衛隊では6市町村において、道路啓開、土砂除去、給水支援、入浴支援等の活動を行ったところです。10月30日、宮古市での活動終了をもって撤収いたしました。

7の激甚災害等の指定ですが、10月29日に政府は台風第19号による被害を激甚災害(本

激)と大規模災害復興法に基づく非常災害に指定することを閣議決定し、11月1日公布、施行されたところです。

引き続き、関係部局、関係機関と連携をとりながら、被災者の生活再建を支援するとともに、被災地域の復旧、復興に向けた取り組みを支援してまいります。以上でございます。

○小原財政課総括課長 議案第43号令和元年度岩手県一般会計補正予算(第3号)につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、令和元年台風第19号により被災した被災者の生活再建支援や、商工業、農林水産業の再開に向けた支援、道路、河川等の災害復旧に必要な予算を計上したものです。

それでは、議案(その6)の1ページをお開き願います。まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ199億3,155万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,762億9,914万1,000円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等について、2ページから5ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりであり、内容につきましては後ほど予算に関する説明書により御説明申し上げます。

次に、第2条債務負担行為の補正につきましては6ページから7ページの第2表債務負担行為補正、第3条地方債の補正につきましては8ページから9ページの第3表地方債補正のとおりであり、順次御説明申し上げます。

まず、6ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正の1追加及び7ページの2変更につきましては、いずれも当委員会所管のものはありません。

次に、8ページをお開き願います。第3表地方債補正のうち1追加は、水産業競争力強化施設復旧整備事業など8件について追加で記載しようとするものであり、また9ページの2変更は、災害援助資金貸付金など12件について起債の限度額を変更しようとするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書の3ページをお開き願います。まず、歳入についてでございますが、5款地方交付税につきましては、応急仮設住宅の修繕に要する経費の財源として、震災復興特別交付税を61万6,000円増額するものでございます。

次に、4ページ、7款分担金及び負担金のうち、2項負担金につきましては、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業などの補正に伴い、2,351万6,000円増額するものでございます。

次に、5ページ、9款国庫支出金のうち、1項国庫負担金につきましては、災害関連緊急砂防事業の補正などに伴い増額するものであり、補正額は55億3,518万2,000円の増額でございます。

6ページ、2項国庫補助金につきましては、3目衛生費補助金から、7ページの10目災

害復旧費補助金まで、林道災害復旧事業や三陸鉄道災害復旧事業など国庫補助事業の補正に伴い増額するものであり、補正額の合計は35億2,843万4,000円の増額でございます。

次に、8ページ、12款繰入金のうち、2項基金繰入金につきましては、災害救助基金及び地域医療介護総合確保基金からの繰入金の補正であり、3億4,917万4,000円増額するものでございます。

次に、9ページ、13款繰越金につきましては、今回の補正に伴い必要となる一般財源につきまして、平成30年度決算剰余金を充当するものであり、21億5,041万9,000円増額するものでございます。

次に、10ページ、14款諸収入のうち、4項貸付金元利収入につきましては、三陸鉄道運転資金貸付金及び中小企業災害復旧資金貸付金の補正に伴い、7億1,500万円増額するものでございます。

11ページ、8項雑入のうち、4目雑入につきましては、三陸鉄道災害復旧事業費市町村負担金等を補正するものであり、合計で5億21万3,000円増額するものでございます。

12ページ、15款県債につきましては、3目民生費から、13ページ、10目災害復旧債まで、各種施設整備や災害復旧事業に充てる県債の補正であり、合計で71億2,900万円増額するものでございます。

なお、令和元年度末の県債現在高の見込みにつきましては、地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書により御説明いたしますので、恐縮ですが、少し飛んでいただきまして、41ページをお開き願います。左側の事業区分ごとの説明は省略させていただきますが、次ページ、42ページの上から5行目の計の欄をごらん願います。左から数字の入っている5列目がさきに御議決いただいた補正予算（第2号）後の令和元年度末現在高見込み額でございます。1兆2,623億6,279万3,000円となっております。これに今回の補正額71億2,900万円を加えた令和元年度末現在高見込み額は、一番右の欄でございますが、1兆2,694億9,179万3,000円となるものでございます。

以上、御説明したとおり、今回の補正で増額する歳入総額は199億3,155万4,000円となっております。

次に、当委員会所管の歳出につきまして御説明申し上げます。少しお戻りいただきまして、14ページをお開き願います。2款総務費のうち、4項地域振興費であります。台風第19号による被災に伴い、運輸収入の減少や代替バスの運行等のために当座の資金が必要となる三陸鉄道に対し運転資金を貸し付けるものであり、補正額は3億円でございます。

次に、16ページをお開き願います。3款民生費のうち、5項災害救助費であります。当委員会の所管は復興局の救助費160万円であり、これは被災した応急仮設住宅の修繕に要する経費を計上するものでございます。

次に、36ページまで飛びまして、11款災害復旧費のうち、6項鉄道施設災害復旧費は被災した鉄道施設の復旧に要する経費について、三陸鉄道株式会社に対し補助しようとする

ものであり、20億円の増額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○**岩淵誠委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**中平均委員** 確認を含めてお伺いしますが、三陸鉄道 20 億円の補正予算ということですので。これから復旧金額等が決まってくるのだと思うのですが、今の補助率、国の補助、県の補助、そして三陸鉄道が負担する率の補助率の関係と、あと東日本大震災津波のときはどうだったかというのを改めて確認したいと思います。

○**渡辺特命参事兼地域交通課長** 三陸鉄道の復旧事業費の関係でございます。まず、補正予算で提案しております中身としては、国 2 分の 1 と、あとは県、市町村で 2 分の 1 ということを想定した予算を提案させていただいております。これは、東日本大震災津波、あるいは熊本県の南阿蘇鉄道の災害復旧のときのスキームを参考に、こういった内容で提案をさせていただいております。東日本大震災津波の際の復旧スキームにつきましては、補助としては同じく国 2 分の 1、地元の自治体が 2 分の 1 となっております。ただ、これに震災特別交付税が 100%入っているということで、地元負担は東日本大震災津波の際はなかったということでございます。

○**中平均委員** そうすれば、今段階で大体県が 20 億円と沿線自治体 20 億円、国が 40 億円で、80 億円くらいで見ている総額か、そこら辺はどうでしょうか。

○**渡辺特命参事兼地域交通課長** 失礼いたしました、説明が不足しておりました。三陸鉄道から被害額全体で 20 億円と報告を受けておまして、それに対して、国 10 億円、県、市町村で 10 億円ということで、補正予算を提案させていただいております。

○**中平均委員** 20 億円で進めていくということですね。今回県が 20 億円の補正を組んだ分、前回のときは特別交付税なりで、地元負担がなかったということでございます。これから国の補助のメニューがより具体的になってくるということで、前回並みと同じような形で要望をしていくというところを先週段階で確認したと思うのですが、それから何日かしか日がたっていませんけれども、何か進展等がありましたら御報告いただければと思います。

○**渡辺特命参事兼地域交通課長** 今委員からもお話ありましたとおり、県では地元負担がないようにということで、国に要望させていただいておりましたが、先週木曜日、11 月 7 日の夕刻に、御案内のとおり、国で対策パッケージというものが出されたところでございます。その中で、詳細についてはまだこれからというところなのですが、地域住民の交通手段の確保として、大きな被害を受けた地域鉄道のうち、長期に運休が生じている鉄道路線について、通学通勤等の移動手段を確保するために行われる代行バスによる代替輸送の運行経費に対して支援を行うこととともに、これらの鉄道の早期復旧を図るため経営基盤の脆弱な鉄道事業者が行う災害復旧事業について支援を行う—補助率 2 分の 1 等—ということが国のほうから発表されております。詳細について現在確認しておりますが、国では

国の補正予算で対応したいというような意向のようでございまして、それまでには詳細を検討していくということで、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○中平均委員 引き続き情報収集とともに、働きかけ等をお願いしたいと思います。

最後に、これ鉄道で復旧していくということだと思っておりますが、その確認をして終わりたいと思います。

○渡辺特命参事兼地域交通課長 先週、市町村の担当課長会議を開きまして、県の補正予算の中身を説明しながら、地元、沿線自治体とも協議をしたところでございますが、やはり鉄道で復旧ということは、地元もそれを前提にということで協議をしたところでございます。県としてもその方向で行きたいと考えております。

○飯澤匡委員 今回、きょうの説明によりますと、三陸鉄道の運転資金の貸付金に3億円、それから中小企業災害復旧資金の貸付金に、いわゆる運転資金ですね、それに7億1,500万円。ちょっと確認なのですが、補正前の予算額、貸付金元利収入はどういう財源といたしますか、収入源で構成されているのか、今わかっている範囲で教えてください。

それから、2点目は、今回も地方債が71億円増額をされるということですが、一定程度これはしょうがないことなのですが、今後の財政運営にどの程度支障があるのか、その点の予測についても御説明をお願いします。

○小原財政課総括課長 まず初めに、今回の補正に伴いまして起債等71億円発行しているところでございますが、基本的には今回の災害に伴いまして、災害復旧等につきましては補助災害復旧事業債ということで、起債の充当率が100%、交付税のバックが95%というものでしたか、これがまた単独分でもございまして、起債の充当率が100%、交付のバックが50%。あとは、災害復旧でなくても、いわゆる災害関連緊急砂防事業等、公共事業でかなり事業費の大きなものにつきましても、補正予算債、国のほうで想定しております、そちらのほうは100%充当の交付税80%バックというようなスキームを想定しているところでございます。71億円補正を出しますけれども、まずプライマリーバランス自体も黒字を維持しておりますし、交付でバックというような状況を見ますと、今年度の財政運営に大きな影響はないということで考えているものでございます。

もう一点、貸付金の元利収入という、諸収入という中身の関係ということでございましょうか。

○飯澤匡委員 はい、そうです。

○小原財政課総括課長 いわゆる相手方に貸し付けた部分が返ってくるというものにつきまして、今回諸収入ということでもともと入っているものでございます。

○飯澤匡委員 わかりました。ちょっと勘違いしました。終わります。

○岩淵誠委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩淵誠委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩淵誠委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。